

2 適切な理解と指導のために

(1) 視覚障害

視覚障害とは、視力や視野等の視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりして、学習や生活に困難がある状態をいいます。単に、視力が弱いだけでなく、視野が狭かったり、物と物との距離が分かりにくかったりすることもあります。また、明るさや色によって見えにくい、立体感や遠近感がつかみにくい、動くものの認知が難しい等のケースもあります。

指導・支援に当たっては・・・

一人ひとりの見え方に適した教材・教具や学習環境を工夫して指導します。自立活動では、視覚補助具（拡大読書器等）の活用や保有する視覚によってものを認識する力を高める指導、自己の視力や視野に関する理解、危険な場面での対処法等の指導を行います。

○どのような状態が見えにくいかを理解し、一人ひとりの見え方に適した教材・教具や学習環境を用意する。

- ・ 小さい文字や細かいものを拡大する。
- ・ 全体像が視野に入るように、縮小する。
- ・ 境界や輪郭をはっきりさせる。
- ・ 見えやすい色を使う。
- ・ I C T 機器を活用した情報の保障（画面拡大や色の調整、読み上げ機能等）をする。
- ・ 点字を常用して学ぶ児童生徒には、点字教科書を使用し、主として触覚や聴覚を活用した学習を行う。
- ・ 拡大読書器や単眼鏡で拡大して見る。
- ・ 行間や字間を工夫する。
- ・ 白黒反転させる。
- ・ 余分な視覚情報を取り除く。

○指示代名詞（「あれ」「それ」「あそこ」「そこ」等）を使わず、具体的に話す。

○資料等はあらかじめゆっくり読んでおけるよう、事前に渡しておく。

○広い場所での活動や初めてのグループ活動では、自己紹介や言葉掛けにより、どこにだれがいるのか把握できるようにする。

○「歩行の妨げになるものを床面や頭上に置かない」「机の角や突起物にはカバーをする」等、安全面に留意しながら動線を確保する。

視覚支援学校の「見えにくさと学びの相談センター（視覚障害教育支援センター）」では、視覚補助具の紹介、拡大教科書の相談、視機能検査等を行っています。

(2) 聴覚障害

聴覚障害とは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。小さな音が聞こえにくいだけでなく、大きな音が歪んで聞こえることもあります。片方の耳だけが聞こえにくい場合や補聴器をつけている場合もあります。

言葉の聞き間違いや言い間違いがあったり、抽象的な言葉の理解が不十分だったりするので、言葉で指示する時には十分な配慮が必要です。

また、補聴器をつけていればすべて聞こえているわけではありません。いろいろな音を補聴器が拾ってしまうため、話し手の口元を見ながら理解していることもあります。

指導・支援に当たっては・・・

音や言葉の聞き取りや聞き分け等聴覚を活用することに重点を置いた学習をしたり、抽象的な言葉の理解を促しながら教科学習をしたりします。また、自己の障害についての理解とともに、必要に応じて、補聴器の装用や音声言語以外のコミュニケーションの方法（筆談、指文字、手話等）の活用に関した指導を行います。

○絵や写真、具体物、身振り、文字、図等の視覚的な手掛かりを組み合わせ、聴覚からの情報を補いながら指導する。

○ノートテイクや授業中の発話を視覚化するためのパソコン要約筆記や音声文字変換システム等を活用する。

○教科指導においても、言葉の理解、定着を意識して指導を行う。

○話し手の口元が見えるような位置で話す。ゆっくりはっきりした口調で話す。

○片方の耳が聞こえにくい場合は、聞こえる方向から話し掛けたり、座席の配慮をしたりする。

○できるだけ具体的な言葉で指示する。曖昧な表現は避ける。

○伝わりにくい時には、他の言葉に言い換えたり、身振り手振りを加えて話したりする。

○集会等で話し手の口元が見えにくい場合は、あらかじめ内容を書いたプリントを用意したり、その場でメモを渡したりする。また、校内放送での伝達は、板書したりメモを渡したりする。

○補聴器の正しい使い方や管理の仕方を継続的に指導し、徐々に一人でできることを目指す。



聴覚支援学校の「きこえとことばの相談支援センター」では、聴力測定や補聴器に関する相談、ことばや発音に関する相談、教科学習の助言等を行っています。

(3) 知的障害

知的障害とは、一般に、同年齢の幼児児童生徒と比べて、「認知や言語等にかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用等についての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされています。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われてしています。

抽象的な言葉が理解しにくい、物事を記憶しておくことが苦手等の特徴があります。

運動発達にも遅れが見られることが多く、動きがぎこちなかったり、細かい作業が苦手だったりすることもあります。基本的な生活習慣の確立に向けての指導・支援が必要な場合もあります。また、同じ年齢や同じ学年の幼児児童生徒に比べて言動や興味・関心が幼く感じる、成功経験の少なさから不安が強くなったり人に頼りがちになったりする等の場合もあります。

指導・支援に当たっては・・・

小・中学校の教育内容だけでなく、必要に応じて特別支援学校の教育内容等を参考にしながら、小集団の中で、個に応じた生活に役立つ内容を学習します。必要に応じて、生活単元学習や作業学習等、各教科等を合わせた指導も取り入れながら、基本的な生活習慣、日常生活に必要な言語や数量、生活技能等の指導や、社会生活、職業生活に必要な知識・技能を身に付ける指導を行います。

- 学習によって得た知識や技能が実際の生活に応用されるよう、日常生活における具体的な経験を関連付けながら指導を行う。
- 社会的な自立を目指し、身辺自立や社会生活に必要な知識、技能及び態度が身に付くよう、生活に結び付いた实际的で具体的な学習を行う。
- 成功体験が積めるよう、具体的な分かりやすい言葉で話したり、指示を1つずつ伝えたりしながら、「分かった」「できた」という気持ちのもてる指導を心掛ける。
- 目的や課題が達成しやすいように、スモールステップの指導を心掛け、本人の理解やスピードに合わせて指導したり、課題や活動の量を調整したりする。
- 見通しをもち主体的に活動できるよう、分かりやすいヒントや教材、教具を用意する。
- 対人関係において緊張したり、記憶の保持等が困難であったりするため、適切に意思を伝えることが難しいことが見られる。そこで、タブレット型端末に入れた写真や手順表等の情報を手掛かりとすることや、音声出力や文字・写真等、代替手段を選択し、活用したコミュニケーションができるように指導を行う。
- 人の役に立ったり役割を果たしたりしながら、周りから認められる経験が積めるよう、集団での活動やその中での役割を大切にする。
- 年齢や学年にふさわしい言葉遣いや対応を心掛ける。

小豆島みんなの支援学校、香川東部支援学校、香川中部支援学校、香川丸亀支援学校、香川西部支援学校の5つの特別支援学校の「学びと育ちの相談センター」では、知的障害のある幼児児童生徒への指導内容や方法の相談、教材教具についての情報提供等を行っています。

(4) 肢体不自由

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記等の日常生活動作が困難な状態をいいます。車いすや補装具を使用している場合もあります。

また、経験の不足から理解しにくいことや、移動の困難さ等から参加が難しい活動については、一緒に参加することのできる手段等を講じる必要があります。

指導・支援に当たっては・・・

各教科、道徳、特別活動のほか、自立活動の時間を使って、歩行や筆記等学習活動や日常生活に必要な身体の動きに関する指導等も行います。指導に当たっては、一人ひとりの障害の状態に応じて適切な教材、教具を用いるとともに、ＩＣＴ機器を有効に活用して、指導の効果を高めるようにします。

運動・姿勢の困難の状態は、一人ひとり異なっているので、その評価に当たっては、学習上又は生活上においてどのような困難があるのか、それは補助手段の活用によってどの程度軽減されるのかといった点から、具体的に把握していくことが必要です。

- 原因となる疾患は多様であるため、医療機関と連携し、現在の障害の状態だけでなく、これまでの発達に関する情報を把握したり、配慮事項を確認したりする。
- 移動の障害となるものがないか確認する等、安全面の配慮をする。
- 安定した姿勢を保持できるよう、机や椅子の位置や高さ等に注意する。
- 主体的に学習に取り組めるよう、本人の状態に応じた教材や教具を工夫する。
- 書字や計算が困難な児童生徒に対して上肢の機能に応じた教材や支援機器を提供する（書字の能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にＩＣＴ機器の使用）。
- 実物を見たり実際の事象に触れたりする等、実的な体験活動を取り入れながら、自ら表現しようとする意欲につなげる。
- 鉛筆を握りやすくするための鉛筆ホルダー等の補助用具を工夫する。
- 会話が困難な幼児児童生徒にはコミュニケーションを支援する機器（文字盤や音声出力型の機器等）を活用する。
- 「自分でできた」という体験を増やししながら、自信につなげていく。
- 自立活動の指導の時間を中心に、身体の動きに関する指導を計画的に行う。
- 困ったことがある時に周囲の人へ支援を求める方法を指導する。



高松支援学校の「からだと学びの相談センター」では、一人ひとりに合った体づくりや動きづくり、身体ケアの方法やＩＣＴ機器の活用等についての相談・助言を行っています。

(5) 病弱・身体虚弱

病弱とは、心身が病気のため弱っている状態を言います。また、身体虚弱とは、病気ではないが、身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態を言います。

長期にわたる療養や欠席のある場合は、学習空白があったり、活動や運動の制限があったりすることも多く、積極性や自主性が乏しくなることもあります。また、病気についての心配や体調不良等によって、気持ちが不安定になることもあります。

病気や身体の状態により、活動に制限がある場合があります。

指導・支援に当たっては・・・

健康面に配慮しながら、各教科、道徳、特別活動のほか、自立活動の時間を使って、健康の保持や心理的な安定に関する内容等を指導します。

活動に制限があったり、体調がよくなかったりする場合は、活動の形を変えたり、休憩をとったりする等の配慮が必要です。

- 医療機関と連携を図り、それぞれの病気の配慮事項を確認する。また、校内では、養護教諭と連携を図り、体調の変化を見逃さないよう細心の注意を払う。
- 自分の病気に対する正しい知識や管理していく技能・意欲を育てるような指導をする。
- 学習空白がある場合、指導内容の精選・重点化を図り、以降の学習に支障のないようにする。
- 活動の制限や体調によって難しい活動は、代替りの活動ができるよう準備しておく。
- できることを一つずつしていくよう励ましたり、話をよく聞き不安感を受け止めたりしながら、心理的な安定を図る。
- 経験の偏りが見られる場合が多いため、活動が負担過重にならないように注意しながら、直接的な体験を含んだ学習を取り入れる。
- 病気等のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT機器等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する（友達との手紙やメールの交換、Web会議システム等を活用したりリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験等）。

<院内学級について>

病弱・身体虚弱特別支援学級は、小・中学校に設置されている学級と病院内（香川県立中央病院、高松赤十字病院、香川大学医学部附属病院）に設置されている学級があります。

病院内の学級では、入院している児童生徒を対象に、主に小・中学校の教科の指導等を行います。退院後は前籍校に戻ることを考え、前籍校と連携を図りながら学習を進めます。また、学習空白や身体面・心理面に配慮した指導を行います。

善通寺支援学校の「こころとからだの相談センター」では、心や体に不安のある幼児児童生徒への対応、病気の特徴に応じた支援方法や支援体制、自立活動の内容や方法についての相談・助言を行っています。

(6) 言語障害

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じる等、社会生活上不都合な状態であることをいいます。

指導・支援に当たっては・・・

言語障害教育を効果的に進めていくためには、幼児児童生徒の発達の面にどのような問題があり、それがどのような性質のものであるかを適切に評価し、どのように指導や支援をすることで、その問題を解決できそうかというエビデンスや予見に基づく教育的対応が求められます。

言語障害のある児童生徒が各教科を学ぶ場合、障害による困難さに対する指導上の工夫や個に応じた手立てが必要となります。特に学級経営においては、話しやすい学級の雰囲気づくりや、級友の理解が得られる集団づくりを大切にしながら指導を行います。通級による指導、特別支援学級では、個のニーズを踏まえて、話す意欲を高める指導やカウンセリング等の指導も行います。

- 吃音があり、言葉が出なくなることに強い不安を感じている場合は、個別指導の時間を確保したり、音読等、他者と一緒に声を合わせて読んだりする等の方法をとることで、楽に話せたと感じられるように留意する。
- 幼児児童生徒と教員の温かな人間関係を前提とし、苦手な場面を想定して特定の語音を繰り返し練習したり、緊張の低い場面から高い場面へと段階的に練習したりする。
- 「吃音は悪いことではない」と幼児児童生徒自身が実感したり、主体的にコミュニケーションしようとしたりする指導が必要である。幼児児童生徒に関わる人に、吃音がある子どもの話し方ではなく、話の中身に耳を傾けるよう周知徹底する。
- 読んだり、話したり、聞いたりする楽しさを実感できるように、「お手紙ごっこ」「文通」「買い物ごっこ」等の活動を取り入れる。
- 発話が不明瞭な場合の代替手段によるコミュニケーション手段（筆談、ICT機器等）を活用する。



聴覚支援学校の「きこえとことばの相談支援センター」では、言葉や発音に関する相談、教科学習の助言等を行っています。

(7) 自閉症

自閉症とは、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害です。その特徴は3歳くらいまでに現れることが多いですが、成人期に症状が顕在化することもあります。

知的な遅れを伴う場合と伴わない場合がありますが、知的な能力に関係なく、集団生活の中で対人関係や社会性に困難さが見られます。また、感覚の過敏性や鈍感性がある場合もあります。

指導・支援に当たっては・・・

言葉の理解やその使い方についての指導、場に応じた適切な行動等ができるようにするための指導、安心できる雰囲気の中で情緒の安定を図る指導等を行います。また、対人関係の形成や生活に必要なルール、集団参加に関することについても指導します。

また、言葉の情報だけでなく、視覚情報（写真や図面、模型、実物等）を活用し理解を促したり、学習活動の順序を分かりやすくするために活動予定表等を活用したりします。

○刺激となるものを整理したり、場の構造化を図ったりして、教室の環境を整える。

- ・教室の前面や側面の掲示をできるだけ減らす。
- ・戸棚や本棚等気になりやすい物が置いてある場所にカーテンをつける。
- ・片付けの場所や片付け方を決めたり表示したりする。

○指示は一つずつ具体的に出す。また、言葉の指示だけでなく、黒板に書いたり具体物を使ったりする等、視覚的な情報を合わせて伝える。

○始まりと終わりを示したり、1日の流れ、活動の流れ、作業の手順表等を提示したりして、見通しをもって活動に取り組めるよう工夫する。

○予定変更は、視覚的・具体的に分かりやすい方法で早目に伝える。

○ルール(社会性)や約束は、具体的で分かりやすい目標を立て、守れたらシールでその都度賞賛する等、個に応じた方法で一つ一つ学んでいけるようにする。

○言葉を字義どおりに理解することが原因でトラブルになった場合は、言葉のもつ様々な意味を分かりやすく伝えながら、解決方法を一緒に考える。

○不適切な言い方が見られた場合、気持ちを共感的に受け止めながら適切な言い方を教えたり練習したりする。

○パニックになった場合は、安全を確保して落ち着くのを待つ。落ち着いたら、「何がつらかったか、嫌だったか」を聞きながら状況を整理し、適切な対応の仕方等を一緒に考え、次に生かせるようにする。

○感覚の過敏さやこだわりがある場合には、心理的に安定した状況で過ごせるように、自分から別の場所に移動したり、音量の調整や予定を説明してもらうことを他者に依頼したりする等、自ら刺激の調整を行い、気持ちを落ち着かせることができるように指導を行う。

小豆島みんなの支援学校、香川東部支援学校、香川中部支援学校、香川丸亀支援学校、香川西部支援学校の5つの特別支援学校の「学びと育ちの相談センター」では、自閉症のある幼児児童生徒への指導内容や方法の相談、教材教具についての情報提供等を行っています。

(8) 情緒障害

情緒障害とは、周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している状態をいいます。例えば、心因性の選択性かん黙（場面かん黙）や心理的な要因が大きく関与している不登校があります。

情緒障害の状態の現れ方や時期は様々であり、状況に合わない心身の状態を自分の意思ではコントロールできないことにより、学校生活や社会生活に適応できなくなる場合もあります。また、幼児児童生徒本人は困難さを感じているにもかかわらず、その困難さが行動として顕在化しないため、一見すると学校生活や社会生活に適応できているように見えてしまう場合もあります。

指導・支援に当たっては・・・

場面によっては、意図したことが言語表現できない場合があることから、緊張や不安を緩和させるように配慮します。また、治療等により生じる学習機会の不足等に配慮します。

情緒障害のある幼児児童生徒の状態（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行います。例えば、カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応等が考えられます。

○心理的にリラックスできる場所や活動を設定する。

○できることや頑張ったことをしっかり認め、自信のもてるような支援を心掛ける。

○好きなことや得意なことを手掛かりに、自ら取り組めることが見付けられるようにする。

○選択性かん黙の場合

- ・話すことを強制せず、別のコミュニケーション手段も工夫する。
- ・話さなくても取り組めるような課題や場面を設定し、安心して学習に取り組める雰囲気をつくる。
- ・保護者と連携しながら、社会的な能力全般についての指導を大切にする。
- ・話し始めても、驚いたり大げさに褒めたりしない。

○不登校の場合

対象となる不登校は、心理的な要因が大きく関与しているものであり本人は登校する必要があることを意識しているにもかかわらず、登校できずに学校生活や社会生活に適応できなくなっているものである。

- ・学習空白がある場合は、指導内容の精選や重点化を図りながら学習補充を行い、基礎的・基本的な学力を身に付ける。
- ・家庭と連携し、生活リズムの安定を図る。
- ・登校することだけを目的とせず、社会的なスキルの獲得に視点を置きながら指導し、自分の進路について主体的に考えていけるように支援する。
- ・医療機関、スクールカウンセラー、校内サポートルーム（K S R）、教育支援センター（適応指導教室）等と連携し、多方面から支援の方策を考える。

善通寺支援学校の「こころとからだの相談センター」では、情緒障害の状態に応じた支援方法や支援体制、自立活動の内容や方法についての相談・助言を行っています。

(9) 学習障害 (LD)

学習障害とは、全般的に知的な遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいいます。

指導・支援に当たっては・・・

通常の学級においては、日頃から分かりやすい指示、課題の提示の工夫、多様な問題解決を行う授業づくり、本質的なことに焦点化した評価等に努めることが大切です。

- 文章を目で追いながら音読することが苦手な場合は、拡大コピーを準備したり、読む部分だけが見える自助具を活用したりする。
- 読み書きに困難がある場合には、読み上げて分かりやすく説明したり、タブレット端末等のICT機器を使用し、音声教材を活用したり、板書されたものを写したりする等、工夫を行う。
- 特定の学習内容を習得することが難しい場合、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う（習熟のための時間を別に設定、軽重をつけた学習内容の配分等）。
- 聞いて理解することが苦手な場合は、図やモデル等、視覚的な情報を活用する。
- 空間図形のもつ性質を理解することが苦手な場合には、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型を準備し言葉で特徴を説明したり、見取り図や展開図と見比べて位置関係を把握したりする等の工夫を行う。
- 計算が苦手な場合には、練習問題の量を調節したり、計算の意味を絵や図を提示して分かりやすく説明したりする等の工夫を行う。



(10) 注意欠陥多動性障害（ADHD）

注意欠陥多動性障害とは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態をいいます。不注意、衝動性、多動性による適切な行動をとることが難しいという障害の特性があります。

指導・支援に当たっては・・・

通常の学級においては、日頃から分かりやすい指示、課題の提示の工夫、多様な問題解決を行う授業づくり、環境調節等に努めることが大切です。

周囲からの注意や叱責が重なり、自信をなくしたり自己評価が低下したりすることも少なくありません。本人ができていることや努力していることを把握し、肯定的な評価を意図的に行い、認めていくことが大切です。

- 余分な刺激を減らすことができるように、黒板の周囲の掲示物を減らしたり、座席の位置を前方にしたりする等の工夫を行い、学習内容に集中しやすくする。
- 集中できる時間を考慮して、短い時間で活動を区切って、メリハリをつける。
- じっとしていることが苦手な場合には、意図的に役割を与え動くことが許される場面を設定する。
- 視覚的な情報を活用して行動目標を示しておき、できているときはその行動に対して肯定的評価を即時に行う。
- 困っていることや言いたいことがあるときに、意思表示カードを使用してもよい等、学級のルールを明確にしておく。

